

第6号議案

広域機関システムの利用者支援に関する業務委託契約の締結について

(案)

以下に記載の経緯及び理由により、株式会社日立製作所と業務委託契約を締結する。契約の概要は下表、契約書は別紙のとおりとする。

表 広域機関システムの利用者支援に関する業務委託契約

件名	広域機関システムの利用者支援に関する業務委託契約
契約形態	委託
契約先	株式会社 日立製作所
契約期間	平成28年4月7日～平成29年3月31日（一部遡及）
支払方法	平成28年度支出と平成29年度支出に分割して支払う。 1 平成29年2月28日分まで：2月28日検収, 3月末支払い 2 平成29年3月分：3月31日検収, 4月末支払い
契約内容	<ul style="list-style-type: none">利用者からの問合せ対応（コールセンター業務）利用者が提出した計画のチェック及びフィードバック上記に附帯する業務
契約金額	円（消費税込み）

1. 経緯及び理由

平成28年4月1日の広域機関システムの運用開始以降、利用者から計画提出方法等に関する問合せが多く寄せられたこと、利用者がシステムに登録しようとした発電販売計画、需要調達計画等のデータに多くの不備、不整合があったため、データの精度向上に向けた利用者への働きかけが早急に必要になったこと等の事情から、事務局の業務が非常に輻輳することとなった。この事態を早期に收拾するため、開発元の株式会社日立製作所（以下、「日立」という。）に対して、システムの利用者支援に関する業務（以下、「本業務」という。）の暫定的な実施を依頼したところ、日立はこれを受諾した。

その後、本業務に関して正式な業務委託契約を締結する必要があったが、本システムの機能のうち運用開始を延期していた部分の開発完了までに相当の長期間を要することが明らかとなり、システム開発委託契約の大幅な見直しが必要となったことに伴い、システム開発と関連が深い本業務の契約交渉については、一旦これを見合わせることにした。

今般、システム開発委託契約の見直しに関する日立との協議が進展したことを受け、本業務についても改めて日立と協議した結果、当初依頼した業務が開始された時点（平成28年4月7日）まで遡って業務委託契約を締結する必要があると判断し、本議案を上程するものである。

2. 契約の方法

上記経緯から、本件は、会計規程第22条(1)(契約の性質又は目的が競争入札を許さないとき)、及び(2)(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)に該当するため、随意契約とする。

以 上

【添付資料】

別紙：広域機関システムの利用者支援に関する業務委託契約書